

第1章

計画の基本的な考え方

1. 誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりをめざして
2. 近年の地域福祉の動き
3. 計画の位置付け
4. 計画の期間
5. 計画の方向性
 - ・ 基本理念
 - ・ 4つの基本視点
 - ・ 計画の体系
6. 計画の推進体制



1. 誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりをめざして

～わたしたちの身近な福祉・生活の課題～

人口減少を背景とする少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加などを要因として、地域で支え合う力の脆弱化や家族の機能の低下が問題となっています。また、一人ひとりの生活が多様化する中で、子どもや高齢者への虐待、孤立死、いじめ、閉じこもり、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加やニートの増加など、様々な福祉・生活課題が顕在化しています。

また、過疎化がすすむ地域においては、移動や買い物等の日常生活上の課題があり、場合によっては地域の存続が危ぶまれています。

●たとえば、こんな課題があります●



配慮の必要な方への
偏見や無理解



閉じこもり、ひきこもりへ
社会的孤立の問題



災害時に不安や配慮
の必要な方へのサポート



子育ての不安、虐待の問題



生活困窮者の増加

これらの福祉課題・生活課題は、今後ますます多様化・複雑化することが予想され、既存の制度やシステムだけでは対応できない状況が一層深刻になることが考えられます。

第 3 期 地 域 福 祉 活 動 計 画

「社会福祉協議会」は、全国、都道府県、区市町村に1か所ずつ設置され、地域福祉の推進を図る団体として、社会福祉法に位置づけられています。

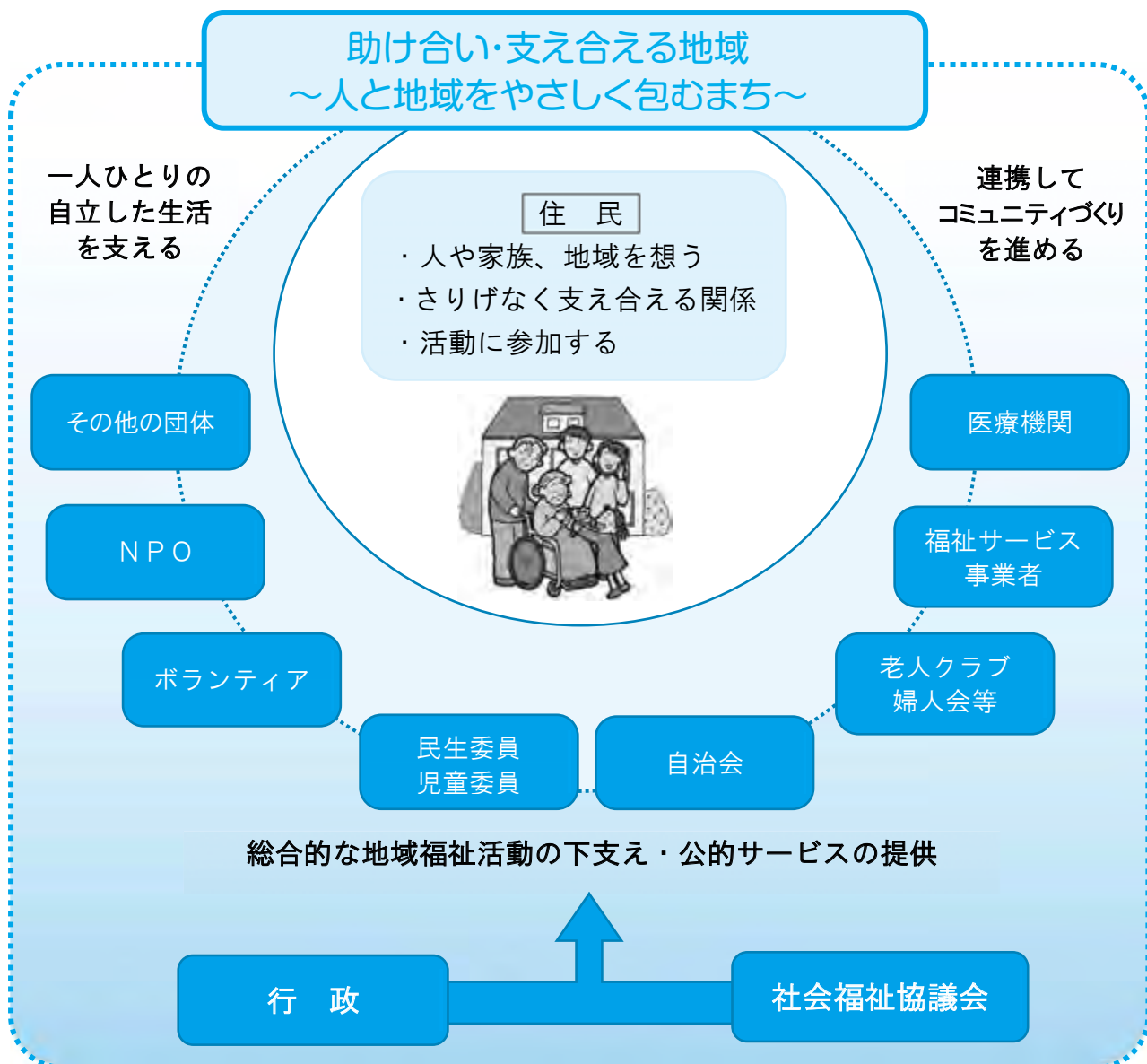
“誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり”の実現に向けて、一人ひとりの自分らしい暮らし方、生き方をしたいという思いを大切に、住民のみなさまや関係団体と協力しながら、地域の課題解決に取り組んでいくためにこの計画を作成しています。

※この計画では、「社会福祉協議会」のことを「社協」と表記しているところがあります。

～地域福祉のイメージ～

地域福祉とは、子どもでも、高齢者になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたいという、すべての人の願いを実現するために、下記のように考えることや取り組むことをいいます。

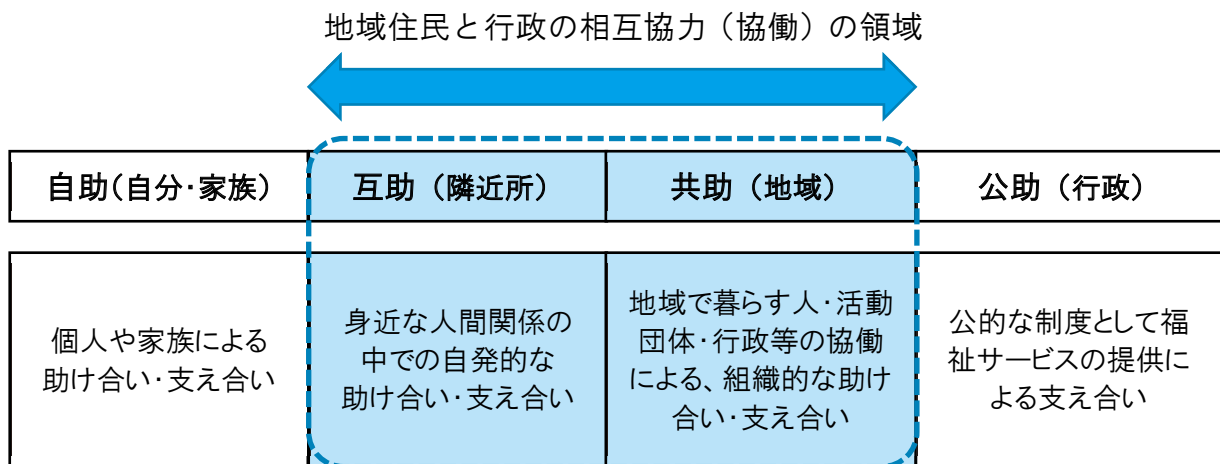
- ◎さまざまな担い手（住民・事業者・社会福祉協議会・行政）が集まって、地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「みんなで協力してできること」等（自助・互助・共助・公助の役割分担）を考えること
- ◎課題の解決に向けて、さまざまな担い手が協力しながら実際に取り組むこと



～「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉～

地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる方など、さまざまな人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。しかし、そのすべてを個人や家族あるいは公的なサービスだけで適切に対応していくことは困難となっています。

そこで、個人や家族で解決することを考え対応する「自助」、隣近所等でお互いに助け合う「互助」、地域活動・ボランティア等によって地域で組織的に支え合う「共助」、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する「公助」の連携により、地域で助け合い・支え合える仕組みを構築することが必要です。



住民の暮らしを支え、地域の福祉活動を行うために
いろいろな立場の方や団体が活動しています

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の中で福祉全般にわたり相談や支援を行っています。民生委員と児童委員を兼ねています。また、児童問題を専門に担当する主任児童委員が配置されています。



校区・地区社会福祉協議会

旧今治市内の16地区（公民館単位）ごとに設けられている「校区・地区社会福祉協議会」は、地域の人たちが日常生活の中で交流を深め、助け合いに満ちた住みよい地域社会を目指し、誰もが安心して生活していける地域にしてい



誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んでいます
～地域の支え合いづくりを進めるワーカー～

福祉活動専門員

社会福祉協議会固有の専門職として、住民の生活課題の解決や福祉コミュニティづくりに向けた住民主体の地域福祉活動を推進しています。今後は、制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯を発見し、その世帯を地域で支えるための関わりや地域福祉活動・ボランティア活動をコーディネートする役割が求められています。



生活支援コーディネーター

今治市生活支援体制整備事業（※市委託事業）

関連：64ページ参照

介護保険制度の中で配置され、高齢者の社会参加を通じた介護予防の促進や、住民主体の活動を含む生活支援サービスの創出といった、多様な資源の充実に向けた基盤整備を推進していくための役割を担っています。様々な社会資源を把握し、担い手の養成・発掘等やネットワーク化により高齢者の生活を支える地域づくりをすすめます。



2. 近年の地域福祉の動き

第3期地域福祉活動計画の策定にあたり、地域福祉を取り巻く制度や施策の動向にも考慮し、計画を策定しています。

～地域共生社会の実現～

子どもの貧困や生活困窮者の問題など、これまでの制度では対応が難しい問題が顕在化し、複合的な課題を抱える家族が増えています。そうした中で、国は、「地域共生社会」の実現を地域福祉の理念として提起しました。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

高齢者だけではなく、障がい者や子どもなどといった分野ごとの全ての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現していくことが求められています。



～地域包括ケアシステムの構築～

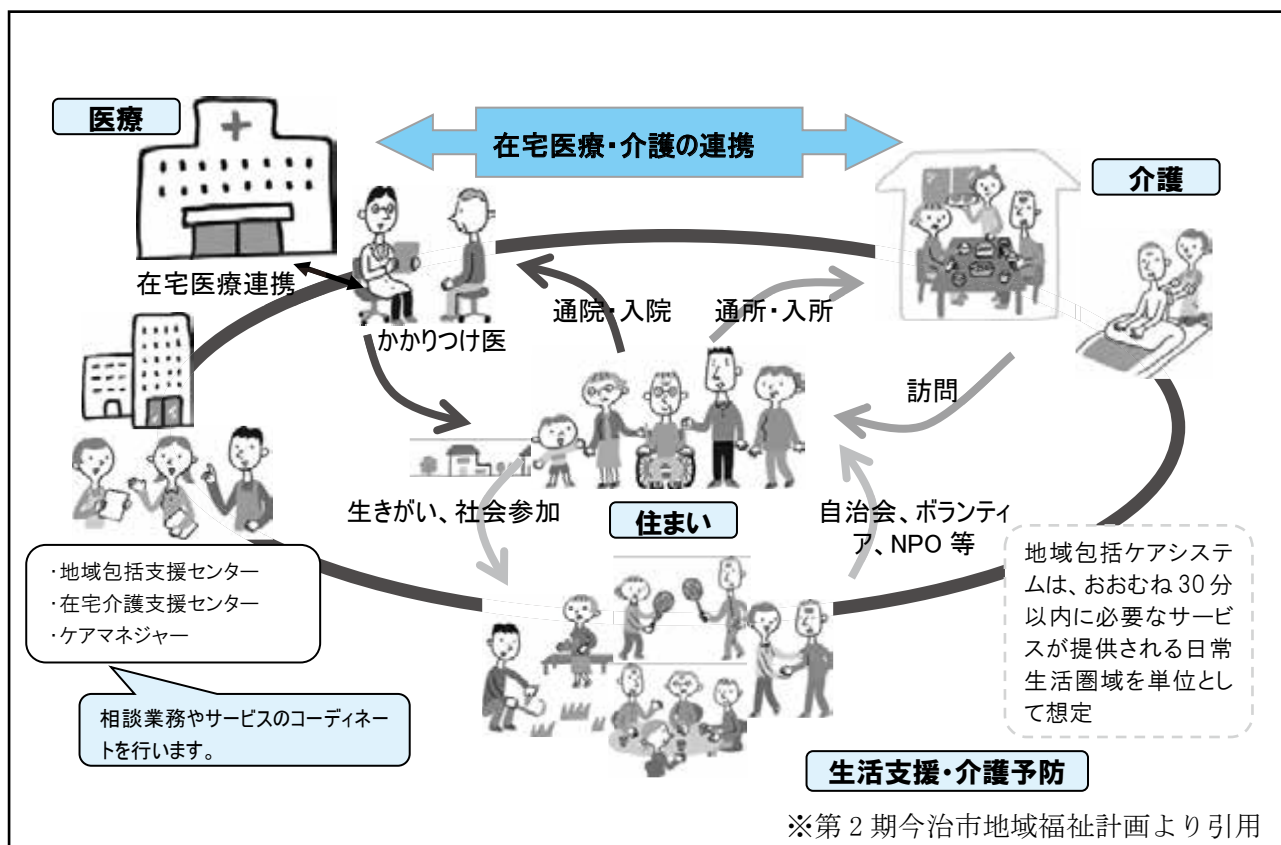
「地域包括ケアシステム」は、高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の一体的な提供をめざすものです。

認知症高齢者をはじめ、単身世帯の高齢者や夫婦のみの高齢者世帯がさらに増加し団塊の世代が75歳以上となる2025年以降に向けて、「地域包括ケアシステム」を構築・推進していくことが求められています。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、「生活支援体制整備事業」が始まり、高齢者の生活支援や介護予防を中心とした地域全体の生活支援体制の強化を目指すこととなりました。

関連：64ページ参照

◆2025年の地域包括ケアシステムの姿



～生活困窮者への支援～

近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時につながりの希薄化による社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。

こうした状況の中、平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法は、経済的困窮や社会的孤立といった複合的な課題を抱える人や家族が、制度の狭間に陥らないよう、包括的に受け止め、寄り添いながら個別支援を行うことが基本となっています。さらに、自立をめざす生活困窮者を受け入れ、活動できる場を提供するための「地域づくり」も重視されています。

関連：71ページ参照

～子ども・子育て家庭への支援～

地域における保育をはじめとする子育てへの支援ニーズに対応し、国は、その支援の量の拡大やその質の向上を図るため、平成 27 年度から、「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、子育て支援サービスの充実が図られています。

近年、子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校等が社会的な課題となっており、平成 28 年の児童福祉法一部改正において、すべての児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが明記されました。

子どもの福祉を推進するためには、子どもを中心に据えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていくという観点から、地域住民やさまざまな関係者が参加し、協働して地域づくりを進めていくことが求められています。

関連：66ページ参照

～障害者差別解消法の施行～

平成 28 年 4 月 1 日から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）が施行されました。この法律は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

関連：69ページ参照

合理的配慮の提供とは

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

～社会福祉法人による地域貢献～

平成 28 年に社会福祉法の改正により、社会福祉法人は地域において公益的な取り組みを行うことが明記され、すべての社会福祉法人が創意工夫をこらした多様な取り組みを推進していくこととなりました。また、制度の狭間の課題に対して、法人同士の連携などにより地域で「丸ごと」受け止め、解決していくことが求められています。

関連：59ページ参照

～学校・家庭・地域がつながる福祉教育～

およそ 10 年に 1 度改訂される「学習指導要領」が小学校では 2020 年度から全面実施となり、中学校と高等学校も順次全面実施となります。改訂学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」の実現がポイントになるなど、学校・家庭・地域の連携・協働が今後さらに重要視されます。

また、近年、学校と保護者、地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める「コミュニティスクール」の導入が進められています。学校・家庭・地域がつながりを持ち、関わる人々が学び・考える機会をつくることで、地域住民一人ひとりの思いやりの心が育まれ、支え合いの行動につながることを期待されます。

関連：51ページ参照

～災害時における連携・協働の仕組みづくり～

近年、多発する大規模災害や広域災害時において、多数の被災者から寄せられるニーズに寄り添い、より適切・効果的な支援を行うことが重要となっています。そのような中、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が協働して被災者支援に当たる流れが生まれ、特に災害ボランティアセンターや中間支援組織の役割も重視されるようになってきました。

平成 30 年 4 月には、内閣府防災担当から、「防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」が公表されました。今後、多様な入口を通じて様々な支援団体が被災地での支援活動を行うようになり、それらの活動を支え、適切な支援活動がなされるよう調整する仕組みが必要になっています。

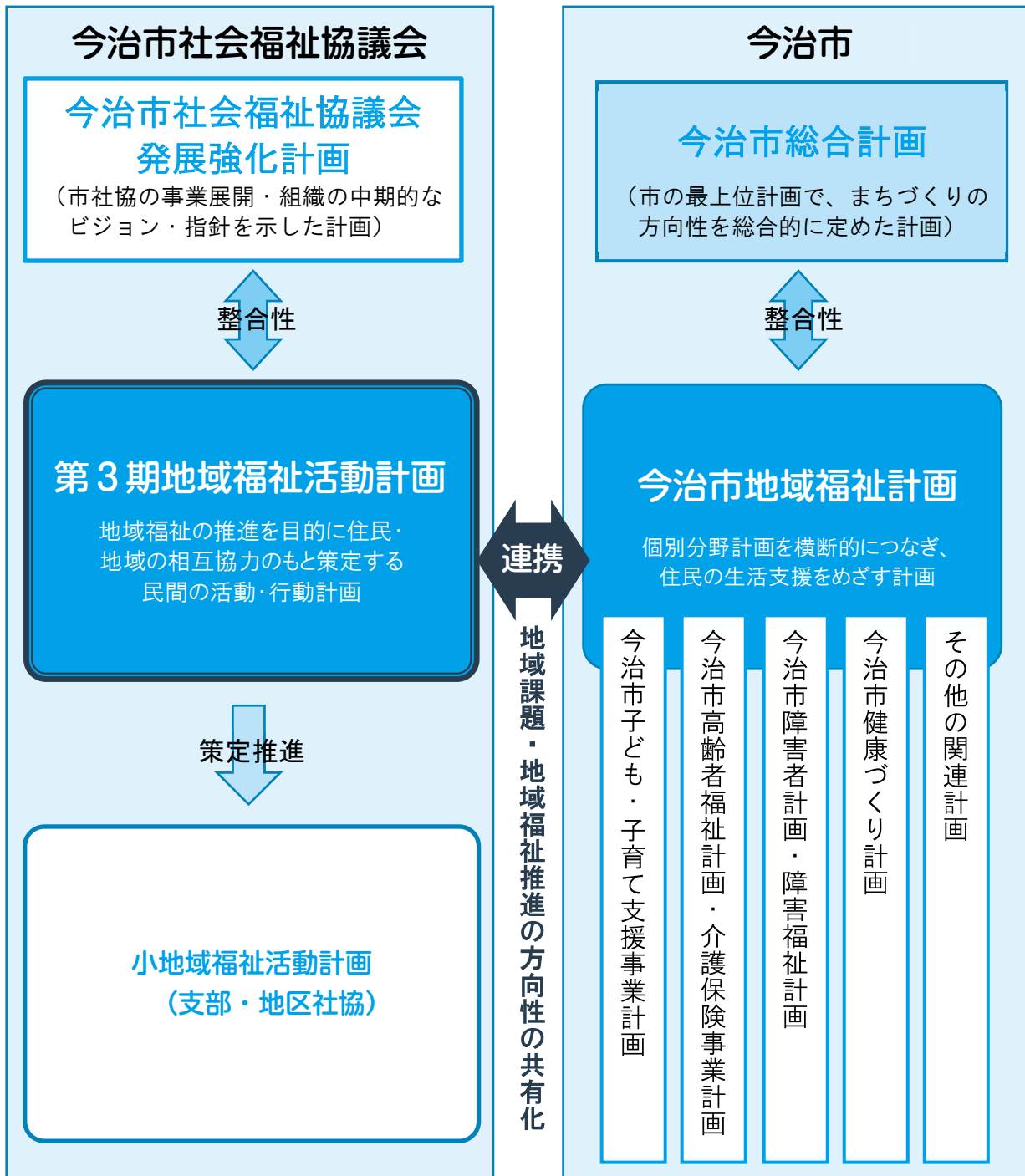
また、避難行動要支援者の避難支援や福祉避難所等の対策など災害時における要配慮者への支援も重要な課題となっています。

関連：62ページ参照

3. 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、今治市の「地域福祉計画」と連携し、地域住民、社会福祉を目的とする事業者・団体、民間企業、行政機関など、地域社会を構成するすべての人や組織が連携・協働し、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を計画的に推進するため、民間の活動・行動計画として位置づけられています。

また、地域福祉推進のための社会福祉協議会の役割を明確にし、将来の事業展開、運営の指針を示した「今治市社会福祉協議会発展強化計画」とも整合性を図ります。

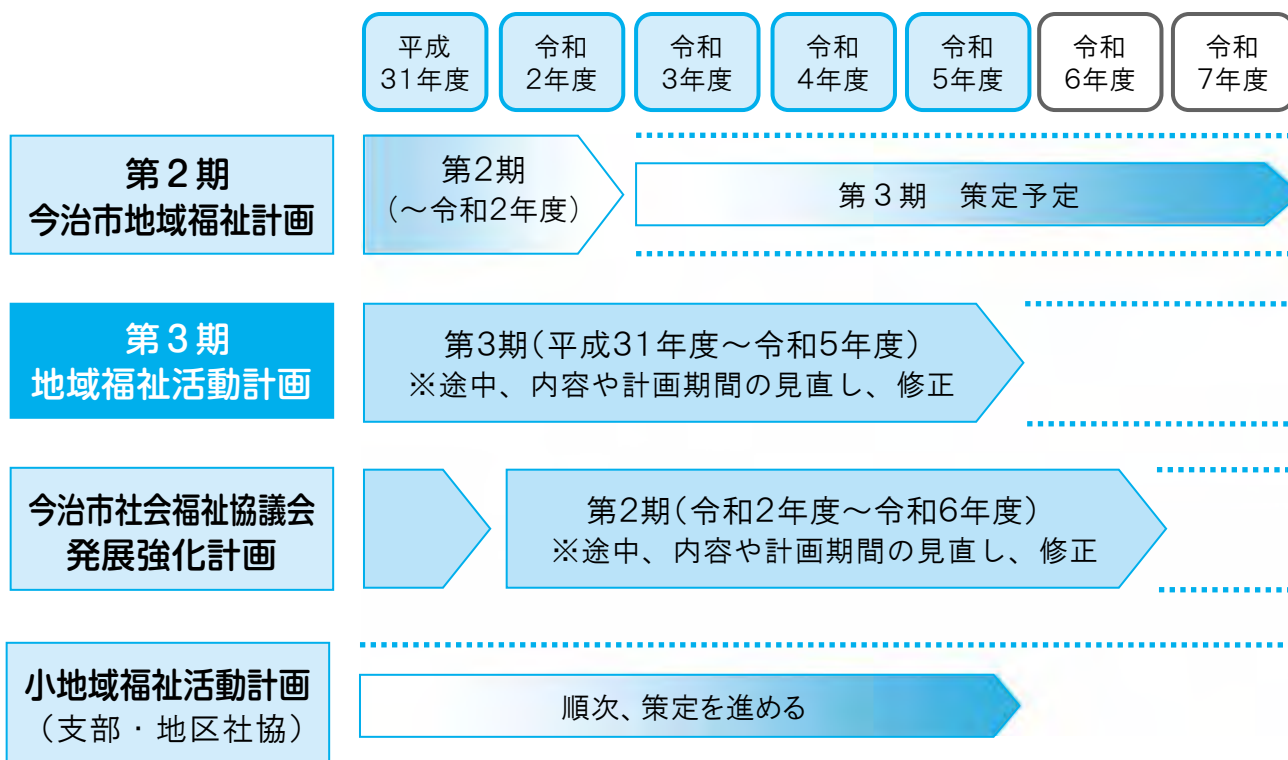


さらに、今後は今治市社会福祉協議会の支部や校区・地区社会福祉協議会を単位とした「小地域福祉活動計画」の策定を進め、より身近な地域での住民参加・協働による地域福祉を推進していくことが重要です。

4. 計画の期間

地域福祉活動計画は、計画期間を平成31年度から令和5年度までの5年間としますが、地域や社会状況の変化に対応するとともに、「今治市地域福祉計画」と相互に連携・協力していくため、必要に応じて内容や計画期間を見直すことがあります。

また、より身近な地域福祉活動の充実が図れるよう、小地域福祉活動計画の策定を5年間で進めていきます。



5. 計画の方向性

基 本 理 念

一人ひとりが輝き、人と地域をやさしく包むまち いまばり

今治市社会福祉協議会では、合併後、平成 21 年度に「第 1 期地域福祉活動計画」を、平成 26 年度に「第 2 期地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

その後、5 年が経過し、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度の改正など、福祉関係の各分野において大きな改革が行われている中、“誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進する”という社会福祉協議会の使命と地域福祉の実情をふまえ、第 3 期地域福祉活動計画の基本理念を「一人ひとりが輝き、人と地域をやさしく包むまち いまばり」としました。

第 1 期 平成 21 年度～平成 25 年度（5 年間）

第 2 期 平成 26 年度～平成 30 年度（5 年間）

基本理念 「ともに生き、支え合うふれあいのまちづくり」



基本理念への思い

高齢者や若い世代を含め、ひとり暮らしの世帯が増加しています。閉じこもりやひきこもり、目に見えにくい心の病気や複合的な課題を抱える世帯がクローズアップされる中、住民一人ひとりが、いつもだれかとつながっているという安心感がもてるようにという願いを込めています。

そして、障がいの有無、性別や国籍、経済的な事情等に関係なく、一人ひとりが尊重される、また、人や地域のやさしさに包まれ、この今治に住んでよかったと心から思えるまちをめざしていこうという思いが込められています。

今治市地域福祉計画との連携

計画期間 平成 28 年度～令和 2 年度（5 年間）

基本理念 つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち

基本視点 「みつける」「つなげる」「支え合う」

4 つ の 基 本 視 点

1 気づこう

地域福祉を進めるために、まず人や家族を想い、地域への関心や愛着をもつことが何よりも大切です。また、目に見えにくい住民の困りごとやSOSを見逃がさず、受けとめていくことを大切にしていきます。



活動目標

- ①困りごとに気づき、受けとめよう
- ②人や家族・地域へのやさしさを育もう
- ③みんなに知ってもらおう

2 つながろう

住民だれもが孤立することなく、住み慣れた地域で暮らしていくためには、住民同士のつながりの再構築が重要です。

住民の困りごとを受けとめ、適切な対応につなげたり、地域で新たな担い手づくり、交流や連携の輪を広げていきます。



活動目標

- ④ともに活動する担い手をつくろう
- ⑤地域でつながろう
- ⑥つながりの輪を広げよう

3 支え合おう

隣近所など顔の見える範囲を基本に、見守り活動を展開し、災害時などのいざという時も助け合える地域づくりを進めます。

また、災害時要配慮者への支援体制やボランティア活動の体制づくりを行うとともに、生活を支える資源の開発・拡充を図っていきます。



活動目標

- ⑦お互いさまと言える地域にしよう
- ⑧災害時にも助け合おう
- ⑨安心して生活できる仕組みをつくろう

4 とともに暮らそう

すべての人が、年齢や性別、障がいの有無等に関係なく自分らしく生活し続けられる地域、生きやすい社会をめざします。また、少子高齢化・過疎化が進み、従来の営みが難しくなってきた地域課題への手立てや複合的な課題をもつ世帯を支えていきます。



活動目標

- ⑩一人ひとりの権利を守り、活躍できる社会にしよう
- ⑪お互いを認め合い、誰もが生きやすい社会にしよう
- ⑫制度の狭間や深刻な地域の課題に対してチャレンジしよう

第3期地域福祉活動計画 体系図

基本理念

一人ひとりが輝き、
人と地域をやさしく包むまち いまばり

基本視点	活動目標
1 気づこう	1 困りごとに気づき、受けとめよう
	2 人や家族・地域へのやさしさを育もう
	3 みんなに知ってもらおう
2 つながろう	4 とともに活動する担い手をつくろう
	5 地域でつながろう
	6 つながりの輪を広げよう
3 支え合おう	7 お互いさまと言える地域にしよう
	8 災害時にも助け合おう
	9 安心して生活できる仕組みをつくろう
4 とともに暮らそう	10 一人ひとりの権利を守り、活躍できる社会にしよう
	11 お互いを認め合い、誰もが生きやすい社会にしよう
	12 制度の狭間や深刻な地域の課題に対してチャレンジしよう

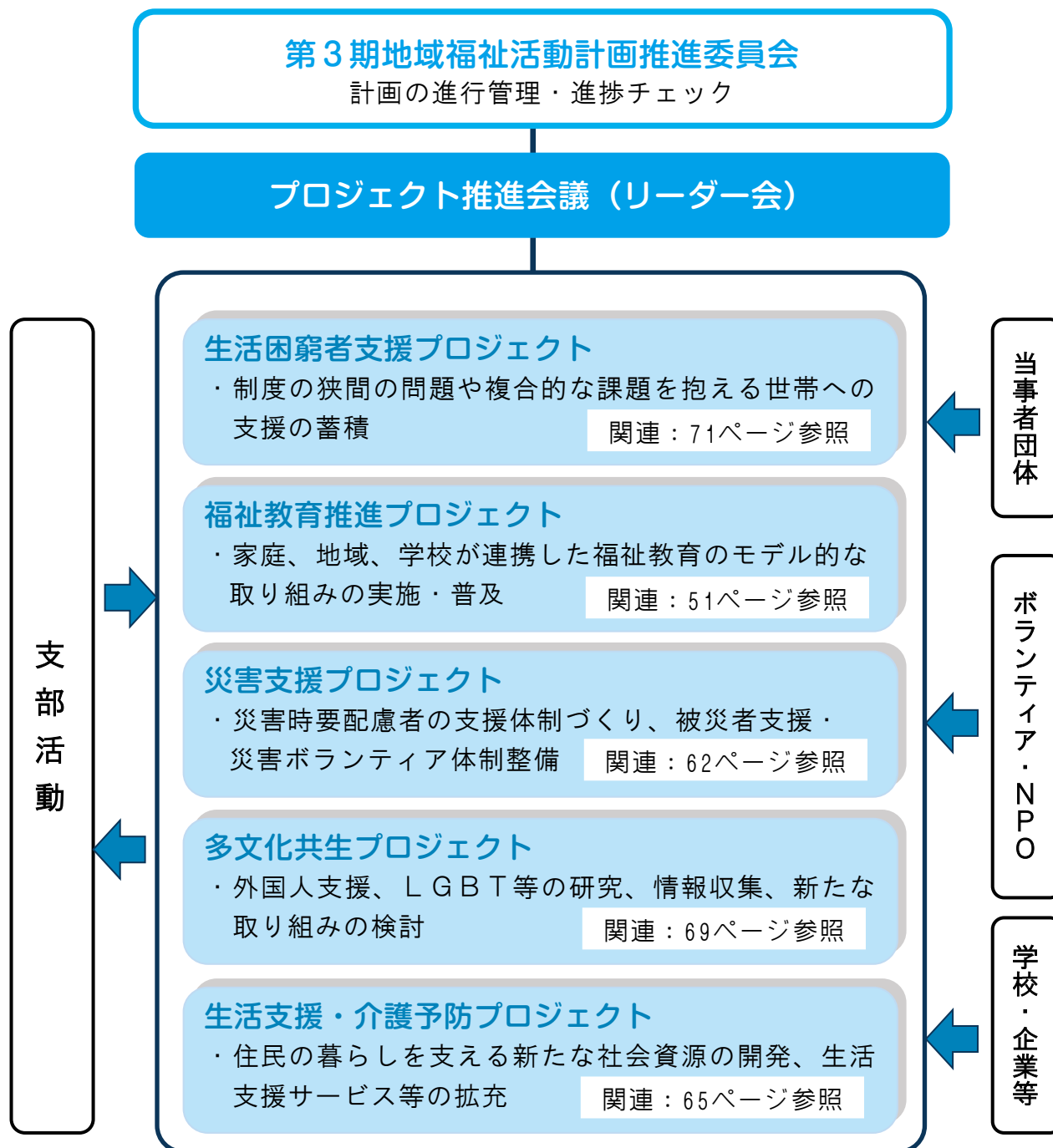
活 動 項 目
<ul style="list-style-type: none"> 1 ニーズ発見の仕組みづくり 2 相談しやすい環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> 3 配慮や支援を必要とする方の理解の促進 4 家庭・地域・学校と連携した福祉教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> 5 地域のことを考えるきっかけづくり 6 情報発信の工夫と広報の充実
<ul style="list-style-type: none"> 7 若い世代への地域活動の継承と地域貢献の機会 8 子育てを終えた世代や定年退職者の活躍の場づくり
<ul style="list-style-type: none"> 9 見守り・小地域ネットワークの構築 10 つどいの場、居場所づくり
<ul style="list-style-type: none"> 11 ボランティア・市民活動の活性化 12 社会福祉法人や企業の社会貢献活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> 13 近隣の助け合い活動 14 生きづらさを抱えるご本人・家族を地域で支える活動
<ul style="list-style-type: none"> 15 災害時要配慮者の支援体制づくり 16 被災者支援と災害ボランティア活動の体制整備
<ul style="list-style-type: none"> 17 生活支援サービス等の開発・拡充 18 地域福祉活動を支える財源の確保
<ul style="list-style-type: none"> 19 子どもや若者、障がいのある人の自立・社会参加の支援 20 総合的な権利擁護の推進
<ul style="list-style-type: none"> 21 合理的配慮の推進 22 外国人や性的マイノリティなど多様な生き方・文化の尊重
<ul style="list-style-type: none"> 23 深刻な地域課題に対する手立て 24 孤立や複合的な課題を抱える人・家族への寄り添いサポート

6. 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため「第3期地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理・評価を行う体制をつくります。

また、住民の暮らしや地域の福祉ニーズに対応し、解決をめざしていくために、地域活動団体や当事者団体、ボランティア・NPO等の多様な主体と連携・協働した地域づくりをチャレンジしていく必要があります。

そこで、活動計画の活動目標、活動項目の中でも特に重要な課題に対するテーマ別の協働プロジェクトを設置し、取り組みを推進します。



〈共通テーマ〉

支部活動への波及

財源確保

連携・協働の促進